

治安・暮らしの安全

目指す姿（10年後）

- 「日本一安全・安心な広島県」の実現に向けて、「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」の推進をはじめ、県民からの期待と信頼に応える警察活動に取り組むことにより、多くの県民が穏やかで幸せな暮らしを実感できています。
- 不幸にして犯罪等の被害に遭われた方が、被害を抱え込まずに支援機関に相談し、必要な支援を受けることができています。
- 県民が消費生活を送る上で、必要な判断力を身に付け、自主的に行動ができるようになるための消費者教育を受けることができる機会が広がっているとともに、高齢者等の配慮を必要とする人が、消費者被害に遭わないよう支援を受けられています。また、消費者トラブルに遭った時や不安を感じた場合に、それぞれに合った方法で相談等ができるようになっています。
- 生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築され、県民は安全な食品を安心して食べることができています。
- 県と市町が一体となって、水道事業の広域連携に取り組むことで、水源の広域的な運用、施設の最適な配置や強靭化、デジタル技術の活用などによる業務の効率化が図られ、安全・安心な水が、安定的に供給されています。

ビジョン指標	当初値	現状値	目標値 (R7)	目標値 (R12)
刑法犯認知件数	14,160 件 (R1)	12,147 件 (R4)	12,000 件以下	10,000 件以下
体感治安 (治安良好と感じる県民の割合)	85.3% (H29 県調査)	86.9% (R2 県調査)	90%以上	90%以上 (維持)

主な取組

● 県民総ぐるみ運動の推進

- 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部改正に伴う**防犯指針**の策定[R4.12]
- 広島県警察安全安心アプリ「**オトモポリス**」の運用開始[R4.2～]
- 防犯ボランティア等による**自主防犯活動**の推進
- 市町、事業者、町内会等と連携した**防犯カメラの設置促進**
- 少年サポートセンターを中心とした**立ち直り支援**活動の推進
- **スクールサポーターの支援訪問**による「安全に安心して学べる学校づくり」の推進

● 新たな犯罪脅威への対処

- **特殊詐欺事件検挙・抑止対策**の強化
 - ・ タイムリーな情報発信、事業者と連携した水際対策及び固定電話対策の推進
 - ・ 特殊詐欺犯行グループ等の壊滅及び犯行ツール対策の徹底
- **サイバー空間の安全**の確保に向けた取組の推進
- 凶悪犯罪等の**重要犯罪の徹底検挙**

● 交通事故抑止に向けた総合対策

- ・ **なくそう交通事故・アンダー60 作戦**の推進[R3.7～]
 - ・ 交通事故実態に即したきめ細かな**交通安全教育**等の推進
 - ・ 交通情勢に応じた効果的な**交通指導取締り**の推進
 - ・ 安全で快適な**交通環境整備**の推進
 - ・ 適切な**運転者対策**の推進

● 犯罪被害者等への支援体制づくり

- **性被害ワンストップセンターひろしま**の運用開始[H28～]
 - ・ 証拠採取の運用開始[R4.3～]
 - ・ 電話相談の無料ダイヤルの開始[R4.11～]
- **広島県犯罪被害者等支援条例**の制定[R4.3]
 - ・ 犯罪被害者等支援に関する取組方針の策定[R4.3]
 - ・ 医療・福祉に関する連携体制の整備など相談体制の充実・強化[R4～]
 - ・ 広島県二次被害防止・軽減支援金支給要綱施行[R4.4]

● 消費者被害の防止と救済

- 「**広島県消費者基本計画(第3次)**」[R2～R6]に基づき次の取組を重点的に実施
 - ・ 県・市町の消費生活相談窓口体制の強化
 - ・ 外国人や高齢者等の配慮を必要とする人への支援の強化
 - ・ 自立した消費者となるための消費者教育の推進

● 食品の安全・安心の確保

- 「**食品の安全に関する基本方針及び推進プラン**」の策定[R3～R7]

● 水道事業の広域連携

- ・ **広島県水道広域連合企業団**事業開始[R5.4]

① 県民総ぐるみ運動の推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- タイムリーな情報発信、各種防犯教室等を通じて、一人一人の防犯意識と規範意識を高め、県民自ら危険を察知し回避できる「犯罪抵抗力」の向上を図ります。
- 子供・女性・高齢者等に対する見守り活動、防犯ボランティアへの参加・促進等を通じて地域で暮らす人々が互いに見守り、支え合う、“見守り機能”を再生・強化し、地域の「犯罪抑止力」の向上を図ります。
- 犯罪の防止に配慮した道路・住宅の普及、防犯カメラ等の設置を促進するとともに、通報・相談窓口の充実などの犯罪に遭わない、犯罪を起こさせない「犯罪予防力」(防犯性)に優れた生活環境を創り出します。
- 県民が不安に感じる犯罪に対する検挙活動の強化、警察職員の執行力の向上等を通じて、犯罪の未然防止、犯罪行為に対する迅速・的確な対応、治安基盤を強化するための施策推進など、県民に安全・安心をもたらす警察活動を展開します。
- 少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援や犯罪防止教室の開催、街頭補導活動等により、少年犯罪の抑止を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
不安に感じる犯罪の認知件数	目標	6,228 件	6,040 件	5,860 件	5,684 件	5,500 件以下
	実績	4,662 件	5,284 件			
子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数	目標	5,414 件	5,252 件	5,095 件	4,942 件	4,800 件以下
	実績	4,337 件	5,069 件			
非行少年総数	目標	890 人	885 人	880 人	875 人	870 人以下
	実績	676 人	783 人			

【評価と課題】

- 不安に感じる犯罪の認知件数及び子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数はいずれも目標を達成したものの、前年に比べ増加した。これらは、新型コロナウイルスの行動制限緩和による人流増加が一定程度影響したものとみられる。
- 引き続き、事業者、ボランティア、関係団体等と協働・連携した各種取組やオトモポリス等による情報発信の外、刑法犯認知件数等の縮減を目指すための各種抑止対策を推進する必要がある。
- 非行少年総数は、目標を達成したものの、前年に比べ107人増加し、うち中学生以下が78人を占めるなど、低年齢化に歯止めがかからない状況にあるほか、非行少年グループによる凶悪事件等も発生している。非行を兆しの段階で抑止するための街頭補導活動、学校と連携した規範意識向上やSNS等による性被害防止のための犯罪防止教室等の開催、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等の取組を一層推進する必要がある。

【令和5年度の取組】

- 安全で安心な社会を実現するためには、関係団体等と連携した総合的な犯罪抑止対策や効果的な街頭活動等、犯罪者をつくらない、犯罪をさせないための取組や、発生した犯罪に対して迅速かつ的確に対応し、速やかに事件を解決する警察活動が重要であることから、引き続き、目標の達成に向け現在の取組を一層推進する。
- 子供・女性・高齢者等の犯罪被害の対象となりやすい人たちが、地域において安心して暮らすことができ、家族みんなが生き生きと暮らせる生活環境を確保するためには、地域全体で見守り、支え合う地域づくりが重要であることから、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部改正に伴い、新規に策定した「子ども、高齢者、女性等の安全確保」「インターネットの利用に係る犯罪被害の防止」等の防犯指針を県民に対して広報し、それぞれの防犯上の方策を示し、防犯意識の向上を図るための取組を推進する。
- 防犯アプリ「オトモポリス」を活用するなど、犯罪発生状況や防犯対策等の各種情報を効果的に発信することで、県民の「犯罪抵抗力」を向上させ犯罪の予防を図る。
- 非行の低年齢化の抑止、非行及び犯罪被害の防止を図るため、街頭補導活動をはじめ、規範意識向上や性被害防止のための学校と連携した犯罪防止教室の開催、SNS等に潜む危険に関する広報啓発活動、スクールサポーターの運用や少年警察ボランティアの活動促進等に取り組む。
- 年少少年等への立ち直り支援活動を推進し、少年犯罪の抑止を図るため、県内2か所に設置している少年サポートセンターの更なる拠点の整備に向けた準備を進め、相談者の利便性の向上と、そのニーズへの適切な対応に取り組む。

② 新たな犯罪脅威への対処

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 特殊詐欺について、変遷する犯行手口に関する速やかな情報発信や広報啓発活動、金融機関などの事業者と連携した水際対策の強化により、被害の未然防止を図るとともに、事件発生時には犯人の早期検挙を目指します。
- サイバー犯罪等について、フィルタリングの利用促進や防犯ボランティア等との連携による違法・有害情報の収集・削除等により、被害の未然防止を図るとともに、新たな手口への的確な対応や情報技術解析の活用等により取締りを強化します。
- 殺人、強盗などの凶悪犯罪等について、初動警察活動を強化するとともに、最新の科学技術を活用した捜査手法などを駆使しながら重点的な捜査を行い、徹底検挙を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
特殊詐欺被害額	目標	2億円以下	2億円以下	2億円以下	2億円以下	2億円以下
	実績	約4億 7,261万円	約6億 8,446万円			
重要犯罪検挙率 (5年平均値)	目標	—	—	—	—	80.0%以上
	実績	97.6% (単年)	79.2% (単年) 88.2% (累計)			

【評価と課題】

- 特殊詐欺認知件数は前年比+15.8%の234件、被害額は前年比+44.8%の約6.8億円となり、目標は達成できなかったが、コンビニや金融機関等と連携した取組により、水際阻止件数は前年比+11.9%の566件となった。
- 「預貯金詐欺」や「架空料金請求詐欺」の急増、1億円を超える特殊詐欺被害の連続発生が被害額増加の要因と考えられる。
- 特殊詐欺の手口や発生傾向は年々変化していくことから、被害状況に応じた効果的な広報啓発活動や犯罪傾向に応じた適切な対策の推進が必要である。
また、被害件数の約半数を占める「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「還付金詐欺」の犯罪傾向として、固定電話による初期接触が特徴的であることから、防犯機能付き電話機の普及促進等の固定電話対策を推進する必要がある。
- サイバー防犯ボランティアによる違法・有害情報の通報活動については、Web会議システムを使用して通報判断等を警察官に質問できるようにするなど、きめ細かな対応を行い、ボランティアのモチベーションを維持しながら効果的に推進することができた。
一方、通報活動は一部の団体のみが積極的に行っているため、今後は違法・有害情報の収集・削除対策の重要性を広く訴え、浸透させる必要がある。
- 適確な初動捜査と先端技術等の活用による科学捜査を推進し、重要犯罪検挙率は、令和3年～令和4年の累計として、目標を8.2ポイント上回る事ができた。
- また、犯罪の広域化・スピード化への対応に加え、新たな道路網の整備による交通動線の変化に対応するため、引き続き、緊急配備システムの整備を行う必要がある。

【令和5年度の取組】

- 「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「還付金詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の犯罪傾向には、固定電話による初期接触が特徴的であることから、自治体に対して防犯機能付き電話機購入補助金制度導入等の働き掛けを行うなど固定電話対策を推進するほか、被害状況に応じた広報啓発活動、コンビニや金融機関等の事業者と連携した水際対策を推進する。
- 「架空料金請求詐欺」では幅広い世代に被害が及んでいることから、前記対策の外、各手口の被害者特性に配慮し、各世代に応じた機会、媒体を活用して効果的な注意喚起を行う。
- 犯罪の予兆を含めた重要犯罪密接関連情報も削除対象であることから、引き続き、情勢の変化に応じてインターネットの違法・有害情報の削除対策を実施する。
また、今後は、通報活動が活発であるサイバー防犯ボランティア以外の団体にも、その重要性や通報要領に関する研修を実施するなど、インターネットの違法・有害情報の削除対策の強化に向けた取組を推進する。
- 通報等により把握した違法・有害情報について捜査を積極的に推進するなど、取締りを強化し、サイバー空間の安全の確保を図る。
- 凶悪犯罪等について、これまでと同様、適確な初動対応と先端技術等の活用による科学捜査を推進し、徹底検挙する。
- 緊急配備支援システムを有効かつ効果的な場所に整備し、同システムを活用することにより、迅速かつ効率的な初動捜査を実施し、被疑者の早期検挙につなげる。

③ 交通事故抑止に向けた総合対策

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 交通安全広報啓発活動を推進するとともに、交通安全施設を適切に整備、維持管理し、道路管理者等と連携した道路交通環境の更なる改善や交通安全対策等を推進します。
- 自動運転技術の正しい理解についての広報啓発や公道実証実験に対する的確な助言・指導を行っていくとともに、自動運転技術に対応する交通安全施設の整備及び自動運転に関する交通事故への適切な捜査を推進します。
- 可搬式速度違反自動取締装置等の整備により交通指導取締り及び交通事故事件捜査の高度化を図るとともに、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に加え、県民からの要望の多い違反の取締り強化を推進します。
- 高齢運転者対策として、相談窓口に関する広報啓発活動及び充実化を行い、安全運転相談に適切に対応するとともに、迅速的確な臨時適性検査や受検待ち事案の減少を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
交通事故死者数	目標	60人 以下	60人 以下	60人 以下	60人 以下	60人 以下
	実績	70人	74人			
交通事故重傷者数	目標	700人 以下	700人 以下	700人 以下	700人 以下	700人 以下
	実績	900人	730人			

【評価と課題】

- 交通事故抑止については、令和4年交通警察業務推進計画において、高齢者の安全確保、歩行者の安全確保、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶を重点として、交通安全教育、交通指導取締り、交通環境整備等の対策を推進したほか、関係機関と連携した総合的な交通事故抑止対策に継続的に取り組んだものの、交通事故死者数は増加した。
- 交通事故重傷者数については、上記の各種対策を推進した結果、目標の達成には至らなかったものの、前年比で170人減少した。
- 高齢者死者数は38人(前年比-1人)と減少しているものの、全交通事故死者数に占める割合は高齢者にあっては半数を超えている。また、歩行中の死者についても半数以上を高齢者が占めていることから、高齢者に対する交通安全教育等の対策を推進する必要がある。
- 自転車の安全利用に関する広報啓発活動、交通安全教育の推進に取り組んだが、自転車関連事故死者数は6人(前年比+2人)と増加した。全人身事故のうち自転車が関係する交通事故が約2割を占めることや、乗車用ヘルメット着用の努力義務化を含む自転車の交通ルール等について社会的な関心も高いことから自転車の安全利用、事故防止対策について推進する必要がある。

【主な事業】交通安全施設整備費……………342 ページ

【令和5年度の取組】

- 高齢者の安全意識を向上させるため、関係団体等と連携して、各季における交通安全運動や高齢者向けの各種催し等の様々な機会を活用した交通安全教育を推進する。また、交通安全教育に当たっては、横断中の死者の大半を高齢者が占めることや、横断違反の割合が高いことなどの実態に応じた具体的な指導を行うとともに、地域全体で高齢者に配慮し、高齢者の安全確保に取り組むよう、県民への意識啓発を図る。
- 自転車利用者に対し、自転車は「車両」であるという認識を徹底させ、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図るとともに、道路交通法の改正により努力義務化となった乗車用ヘルメット着用の徹底がなされるよう広報啓発活動を推進する。
- 視認性の向上による事故抑止効果が期待できる信号灯器のLED化を推進するなど、交通安全施設を適切に整備、維持管理するとともに、道路管理者等と連携した道路交通環境の更なる改善や交通安全対策等を推進する。
- 交通事故分析等に基づき、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に加え、県民から取締り要望の多い違反に重点を置いた効果的な交通指導取締り及び迅速・確実な行政処分等を推進する。また、可搬式速度違反自動取締装置の整備と効果的な運用等により、通学路等の安全確保と総合的な速度抑制を図る。
- 妨害運転や、ひき逃げ等交通事故事件に対する適正緻密な捜査を推進するほか、高齢運転者対策の充実・強化が図られた改正道路交通法の円滑な施行と的確な運用を図る。
- 遠隔操作型小型車や自動運転車、電動キックボード等の新たなモビリティに係る交通ルールの遵守や交通事故の防止に向けた積極的な広報啓発等を行う。

④ 犯罪被害者等への支援

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 県民の理解促進を図るため、従来の街頭キャンペーンや被害者講演会などに加え、SNSを活用した相談窓口の更なる周知に取り組みます。
- 犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、具体的な事例を基にしたロールプレイ研修や、有識者を招いての意見交換等により、司法、行政、医療等の支援機関が相互に連携を深めるとともに、支援員のスキルアップに取り組みます。
- 特に潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害については、中学・高校生に対する相談窓口の周知を強化するとともに、24時間365日、秘密厳守で相談できることや、ウェブを活用した相談申込の受付など、被害者等の心情に配慮した情報発信を行い、相談しやすい取組を進めます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度	目標	13%以上	15%以上	16%以上	17%以上	18%以上
	実績	9.6%	10.0%			
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	目標	—	—	13%以上	—	—
	実績	—	—			

【評価と課題】

- 広島県犯罪被害者等支援条例の施行に基づき、被害者支援センターにおける医療・福祉に関する連携体制を強化するとともに、新たに「二次被害防止・軽減支援金制度」の運用開始による被害者の経済的負担の軽減などにより、犯罪被害者等の被害の早期の軽減・回復に向けた相談・支援体制を充実することができた。
- 相談体制の認知度については、条例の施行に伴い新たな被害者支援啓発リーフレットを作成し、市町や被害者支援関係機関を通じ、県民、事業者、学校に配布を行ったが、無関心層に届ける広報啓発の方法としては十分ではなかったため、広く県民の関心を高める啓発効果を上げるまでには至っておらず、県民の認知度向上の目標を達成することができなかったものと考えられる。
- 潜在化しやすい性犯罪・性暴力に関しては、被害者であるとの認識が乏しいことなどにより、被害を訴えることが難しい子供たちが相談窓口で相談できるよう、これまでの中学1年生に加え、新たに小学校高学年をターゲットとしたリーフレットを作成し、県内の小学5・6年生全員に配布し、子供の性被害未然防止や潜在化防止に取り組むことができた。
- 引き続き、被害が潜在化しやすい犯罪被害者の支援、経済的負担の軽減など、着実に取組を実施するとともに、SNS等デジタルを活用した広報など効果的な情報発信を行う必要がある。

【主な事業】 ・ 犯罪被害者等支援事業……………344 ページ

【令和5年度の取組】

- 条例に基づく取組の進捗状況について、有識者の意見等も踏まえながら検証を進め、必要に応じて施策の見直しを行う。
- 被害者の状況に応じた必要な支援を提供できるよう、社会福祉士による相談員を対象とした研修や性被害の専門家による学校の保健主事を対象とした研修を行うなど、関係機関と連携して犯罪被害者等支援に関する相談体制を強化する。
- 時機を捉えたSNSの発信やターゲットに応じた広報啓発手法の見直しなどを進め、相談体制の認知度向上とともに、犯罪被害者等支援に関する社会全体の理解促進を図る。

⑤ 消費者被害の防止と救済

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 学校における消費者教育を推進するため、授業で役立つ補助教材等の提供や、教員を対象とした研修等を実施します。また、地域で実施する啓発講座のメニューに、新たに「契約」や「情報」などの分野を追加し、教材の作成や登録講師の確保・育成等を行うことにより消費者として身に付けておくべき基礎的な知識等に視点を置いた教育を受ける機会の拡大を図ります。
- 高齢者等の消費者被害防止の支援のため、すべての市町において単身高齢者等の消費トラブルの早期発見や対処に必要な情報を離れて暮らす家族に継続的に提供するとともに、機器を活用した手法など高齢者の被害防止の周知を行います。
- 外国人が消費者トラブルに遭った際、県内どこの窓口でも消費生活相談ができるよう、外国語で消費生活相談ができる窓口を整え、外国人やその周囲の人に外国語で消費生活相談ができることを周知していきます。
- 県民が、自らの都合の良い時に、自らに合った方法で相談できるよう、メールによる相談方法の改善や、自分自身で解決できるFAQ(よくある相談事例)の整備を進めます。
- 消費生活相談員に対する体系的な研修計画に基づく研修を実施し、高度化・複雑化した消費生活相談に対応できるようにします。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
消費者被害後に行動した割合	目標	81.5%	—	83%	—	85%
	実績	83.0%	87.5%			
県の消費者被害の防止と救済の取組を評価する人の割合	目標	9%	10%	11%	13%	15%
	実績	5.8%	9.3%			

【評価と課題】

- 消費者被害後に行動した割合については、県HP、SNS等での啓発や、学校における出前講座の開催など消費者教育の取組を継続して実施したことに加え、成年年齢の引き下げを受け、新たにSNSを活用した注意喚起や相談窓口に関する広報の強化、広島在住外国人生活情報サイトの活用などから、目標を上回る成果が上がっている。
- 県の消費者被害防止と救済の取組を評価する人の割合については、新型コロナの影響により、高齢者向けの啓発講座の開催回数や参加人数が減少し、取組が停滞したことなどから、令和4年度の目標達成に至らなかった。
- 高齢化の進展や成年年齢引き下げ、電子商取引の拡大など、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、消費者トラブルの増加が懸念されており、消費者の特性に応じた取組を推進していく必要がある。
- 消費者が自らに合った方法で相談できる環境整備を行うとともに、県内どこの相談窓口でも同じ解決方法が得られるよう、市町相談体制の強化を図っていく必要がある。

【主な事業】 ・ 消費者行政活性化事業……………531 ページ

【令和5年度の取組】

- 若年層については、学校での消費者教育の担い手である教員を対象とした研修や高等学校等での出前講座の実施回数を増やすなど、消費者教育の充実に取り組むほか、SNS等を活用した広報啓発を行う。
- 高齢層については、高齢者本人に対して、関係機関と連携した啓発活動を開始するとともに、単身高齢者等の離れて暮らす家族等の見守り者に対して、市町や県の公式SNSなどを活用し、トラブルの早期発見や対処に必要な情報を継続的に提供する。
- 電話相談が不得意、トラブルを自己解決したい、相談窓口へ出向くのが困難、多言語化などの多様なニーズに対応するため、メール相談やFAQ(よくある相談事例)等の充実と周知を図り、消費者トラブルの潜在化防止に取り組む。
- 県内どこの相談窓口でも同じ解決方法が得られるよう、「県・市町相談対応連携マニュアル」に基づき、県及び近隣市町が連携して適切に対応するバックアップ体制の強化を図るとともに、「消費生活相談員に対する体系的な研修計画」に基づく研修の実施等により、相談員のスキルアップを支援する。

⑥ 食品の安全・安心確保対策

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 生産者・事業者の衛生管理に関する知識や技術の向上、及び事業者の自主衛生管理の定着を図るため、食品衛生講習会等を開催します。
- 生産者・事業者の衛生管理の実施状況を確認し、不備、違反があった場合には速やかに改善させるため、重点的かつ効果的な監視指導を実施します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
有症者 50 人以上の集団食中毒発生件数(過去5年平均)	目標	2.6 件	2.6 件	2.4 件	2.2 件	2.0 件
	実績	1.2 件	1.0 件			
講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合	目標	40%	45%	50%	60%	70%
	実績	57%	69%			

【評価と課題】

- 有症者 50 人以上の集団食中毒発生件数(過去5年平均)について、令和4年度目標を達成した。新型コロナウイルスの影響により、営業自粛や外食控えなど飲食業界全体に抑制がかかったことや、手洗いの励行など個人の感染予防策が徹底されたことが影響し、食中毒の発生そのものが減少したと考えられる。
- 飲食店を利用する機会が再び増加すると、食中毒の発生件数が増加に転じることが予想されるため、食中毒発生の未然防止に向けて、引き続き生産者や事業者に対する監視指導等に取り組む必要がある。
- 講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合についても、令和4年度の目標を達成した。要因としては、令和3年6月1日から HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことに伴い、HACCP に関する周知が進み、認知度が向上したためと考えられる。
- しかしながら、講習会アンケートを業種別に分析すると、製造・加工業の受講者が 79% と高い理解度であったのに対して、飲食店の受講者は 66% と業種によって理解度に差がある状況である。

【主な事業】・ 食品衛生指導対策費……………472 ページ

【令和5年度の取組】

- 有症者 50 人以上の集団食中毒は、ノロウイルスが原因となっていることが多いことから、特にノロウイルス食中毒対策を指導・啓発することとし、食品製造施設、大量調理を行う飲食店への立入調査時のノロウイルス対策の実施状況の確認や、ノロウイルス食中毒予防期間(11 月～1 月)における監視指導の強化等に取り組む。
- 衛生知識のさらなる普及啓発のため、事業者向けに食中毒予防講習会等を開催し、食中毒の未然防止を図る。
- 食品事業者の自主衛生管理の向上には、関係者が HACCP を理解していることが土台となるため、理解度の低い業種向けに HACCP 講習会を開催するとともに、講習動画を配信することなどにより、事業者全体の HACCP 理解度の底上げに取り組む。
- また、HACCP に基づく衛生管理が求められる大規模事業者に対しては、立入調査時に実施状況の把握を、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理が求められる小規模事業者に対しては、通常監視時に丁寧に指導・助言を行うことにより、衛生管理の定着を推進する。

⑦ 水道事業の広域連携

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 持続可能な水道事業を実現するため、市町の枠を超えた水道事業の統合に賛同する市町と広域連携の受け皿となる企業団を設立し、事業運営を開始します。
- 企業団に参画しない市町とも研修の共同実施など、統合以外の連携を実施します。
- 現在、市町や施設ごとに稼働している運転監視システムを相互連携させるための広域運転監視システムを導入します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
県内水道事業の統合の受け皿となる新たな組織の設立	目標	・市町と県がそれぞれ単独で事業運営 ・広域的な事業運営ができる新たな組織として企業団の設立を検討	統合に賛同する市町と企業団を設立	・企業団による事業運営 ・企業団に参画しない市町とも統合以外の連携を実施		
	実績	統合に賛同する市町と県で広島県水道企業団設立準備協議会を設置し、事業計画素案を取りまとめ	14市町と県で広島県水道広域連合企業団を設立			
広域運転監視システムの導入	目標	広域運転監視システムの導入検討	広域運転監視システムの設計・システム構築・テスト	広域運転監視システムの稼働		
	実績	広域運転監視システムの導入に向けて必要な機能を整理し、仕様書を作成	広域運転監視システムの基本設計書の作成			

【評価と課題】

- 令和4年11月に、14市町と県で広島県水道広域連合企業団(以下、水道企業団という。)を設立し、令和5年4月、円滑に事業運営を開始した。
- 水道企業団に参画しない市町とは、職員研修の共同実施や情報交換会を開催し、県内水道事業の広域連携を推進した。
- 広域運転監視システムについて、基本設計を完了し、令和6年度の導入に向けて、順調に取組を進めている。

【主な事業】・ 水道広域連携推進事業……………346 ページ
・ 上下水道DX推進事業……………348 ページ

【令和5年度の取組】

- 水道企業団において、統合効果の早期発現を図るため、広域計画に基づき、施設の最適化や危機管理体制の強化、DXを活用したサービスの向上などに取り組む。
- 県内水道事業の広域連携を推進するため、引き続き、水道企業団を含む県内水道事業体による職員研修の共同実施や、広域化及びDXの取組等に係る情報交換会を行う。
- 水道企業団において、運転監視業務の効率化を図るため、複数の浄水場等の運転監視を一つの運転監視拠点で行えるよう、引き続き、広域運転監視システムのシステム構築を行う。